

通所介護重要事項説明書

1. 足立区日の出デイサービスセンターが提供するサービスについての相談窓口

所在地 東京都足立区日ノ出町27番3-101号

電話 TEL 03-3870-1121

FAX 03-3870-3390

担 当 小関 美保(相談課長)

* ご不明な点は、些細なことでもお気軽にお尋ね下さい。

2. 足立区目の出デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	足立区日の出デイサービスセンター
所在地	東京都足立区日ノ出町27番3－101号
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業・通所介護 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護
サービスの定員	通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業を含む) 35 人 認知症対応型通所介護(介護予防を含む) 24 人
介護保険指定番号	通所介護 (指定番号1372101491号) 認知症対応型通所介護 (指定番号1392100044号)
サービスを提供する 対象地域	足立区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの設備の概要 延床面積 773.44m²

通所介護

食堂兼デイルーム機能訓練室126.98m²

認知症対応型通所介護

食堂兼活動室1	106.65m ²
---------	----------------------

食堂兼活動室2	55.89m ²
---------	---------------------

共用

浴室 一般浴室 1箇所 特殊浴室 1箇所

相談室 1室

送迎車 リフト付きワゴン車4台

(3) 営業日

毎週月曜日から土曜日(祝日を含む)。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(4) 營業時間

午前8時45分～午後5時30分まで

(5) サービス提供時間

一般 午前9時00分～午後4時45分まで かりん 午前9時00分～午後5時10分まで

はつらつ 午前11時00分～午後2時40分まで

3. サービス内容

- ① 送 迎
② 食 事

自宅送迎を原則としています。

栄養士による豊富なメニューでバランスのとれた昼食を提供します。

- | | |
|------------|----------------------------|
| ③ 入 浴 | 身体状況に合わせて入浴を実施します。 |
| ④ 機能訓練 | 理学療法士、看護師等の指導により実施します。 |
| ⑤ 相 談 | 社会福祉士等の専門職が各種相談に応じます。 |
| ⑥ レクリエーション | 季節感を取り入れたいろいろな行事や活動を実施します。 |

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

次のような場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に反した場合
- ・ お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・ 当法人が破産した場合

次のような場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合
- ・ お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・ お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・ お客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5. 利用料金について

利用料については、別紙料金表をご覧ください。

お支払い方法は、郵便引き落とし(手数料施設負担)、現金集金の二通りから契約の際、選択できます。

※郵便引き落としについては、利用翌月の20日前後の引き落としとなります。

6. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ・ 要介護状態等の心身の特徴等を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有す

る能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようサービスを提供します。

利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担軽減を図るために、必要な日常生活上のお世話や機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

- ・ 事業の実施にあたっては、区及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	×	
従業員への研修の実施	○	年間を通して職員研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	送迎・入浴等のサービス別マニュアル
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 送迎時間の変更 随時ご相談に応じます。
- ・ 体調確認 毎日、血圧、脈拍、体温の測定、毎月、体重の測定などを行います。
- ・ 体調不良等による
によるサービスの中止・変更 ご家族にご連絡します。緊急時には救急車の要請も考慮します。
- ・ 食事のキャンセル 当日9時30分以降のキャンセルの場合、昼食費の690円を申し受けます。
- ・ 利用時間の変更 可能な限りお受けいたします。
- ・ 設備や器具の利用 適宜ご利用ください。

(4) 第三者評価の受審状況

- ・ 第三者強化の実施の有無 有
- ・ 実施した直近の年月日 2024年2月29日
- ・ 実施した評価機関の名称 株式会社日本生活介護
- ・ 評価結果の開示状況 東京都福祉ナビゲーションサイトにて公開中

7. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 消防計画書に基づき、対応
- ・ 防災設備 自動火災報知設備・非常放送設備・消火器
- ・ 防災訓練 年2回
- ・ 防火責任者 管理者

8. 虐待の防止

- ・ 虐待防止対策に係る委員会 有
- ・ 虐待防止の指針 有
- ・ 虐待防止の研修 有
- ・ 虐待防止の措置実施担当者 支援課長

9. サービス内容に関する苦情

- ① 当センターご利用者相談・苦情担当窓口
担当 契約書別紙に明記

電話 03-3870-1121 FAX 03-3870-3390

* 当事業所において解決が困難な場合は、当法人が設置する第三者委員にゆだねることが出来ます。

- ② 当センターに直接相談しにくい場合

当法人(足立グループ)第三者委員 館内に連絡先などを掲示しています。

③ その他

当センター以外に、足立区、東京都の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 介護保険課事業者指導係
電話 03-3880-5111(代表)
- ・ 基幹地域包括支援センター
電話 03-6807-2460
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談窓口
電話 03-6238-0177